

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 特定放射性廃棄物小委員会 地層処分技術ワーキンググループ（第4回）

○ 日時 : 令和6年5月24日（金曜日）16時00分～18時00分

○ 場所 : 経済産業省別館11階 1111 各省庁共用会議室

出席者

（委員）

徳永委員長、長田委員、小高委員、小峯委員、竹内委員、遠田委員、長縄委員、新堀委員、野崎委員、長谷部委員、山元委員、吉田委員

（事務局）

下堀放射性廃棄物対策課長、山口放射性廃棄物対策課長補佐
原子力発電環境整備機構（NUMO） 梅木理事、兵藤部長

議題

- （1）地層処分にに関する声明を踏まえた技術的・専門的観点の審議報告（案）について
- （2）第3回会合における御意見への回答
- （3）文献調査報告書（案）への「文献調査段階の評価の考え方」の反映状況に関する技術的・専門的観点からの評価（案）について

議事概要

1. 地層処分にに関する声明を踏まえた技術的・専門的観点の審議報告（案）について

（委員からの御意見）

- 審議報告のまとめについて異論はないものの、国民への情報提供の観点から、わかりやすさを念頭に置いていただきたい。
- 国・NUMOは文献調査2年、概要調査4年などといった示し方をしているが、処分地を選定するための段階的な調査プロセスについて、場合によっては立ち止まる・リセットすることも含めて議論するという認識を踏まえると、あまり年数にこだわらず、しっかりやっていくというスタンスを示すことも大事であると思われる。
- （特定放射性廃棄物小委員会からは）最初の声明についての審議がタスクアウトされたと理解しているが、現在の審議報告（案）は、その後の提言等も踏まえた議論が全て凝縮されたものとなっている。小委への報告の際には、最初の声明の部分を切り分けて報告するのか、一連のものとしてまとめて報告するのか、考え方を教えて欲しい。
- 今後も地層処分に慎重な考えをお持ちの方々からの御意見は出てくると思われるが、今回のように、きちんと答えを返すことが重要だと思われる。今回は地層処分技術WG（以下、技術WG）で丁寧に時間をかけて審議したが、次回以降は、国・NUMOで責任を持って、オープンな場で繰り返し反論することが地層処分の理解を進めるために重要である。
- （声明の後の提言等も含めて）これまで熱心に議論してきた内容を、特定放射性廃棄物小委員会に聞いていただくのは良いと思う。

（最終的な確認と今後のとりまとめ、報告の仕方について）

- 地層処分に関する声明を踏まえた技術的・専門的観点からの審議報告（案）については、議論が収束したと思われるため、最終的な確認と今後の取りまとめ、報告の仕方については委員長一任として進める。

2. 第3回会合における御意見への回答

（委員からの御意見）

- 文献調査結果の報告として、検討事項が文献調査段階の要件を満足しているかどうかについて、満足している、満足していない、わからないの3つを明示的に区別して報告書に示す必要がある。
- 文献調査報告書では、最終処分法第6条第2項第1号の、地層の著しい変動の記録がないことという法律条文を、地層の著しい変動の既存文献記録がないことと解釈し、既存文献記録がなくわからないことについては、概要調査に進むことを前提とする立場を取っていることを、報告書内に明記すべきである。
- 報告書作成にあたり、既存文献から収集した情報等と、NUMO が解釈として作成した情報については、峻別して表示すべきである。また、既存の地質図等では、解釈や推定に基づき断層等の位置や分布を書いている場合もあり、少なくとも、実在、伏在、推定といった断層等の書き分けが行われている場合には、それらについても明示すべきである。
- （NUMO が追記検討中の、文献調査報告書における「概要調査に向けた考え方の新設章」に関して）断層や火山について、その地区に影響がないかという観点で調査するという方針については良いと考えるが、影響が及ばないかどうかをどのように判断するのかは、丁寧に説明する必要がある、検討をお願いしたい。
- （「概要調査に向けた考え方の新設章」について）概要調査で何を目的に調査するのか、もう少し踏み込んだ書き方ができるのではないかと。具体的には、より詳細な地質の安定性確認という点と、壮大な土木施設を本当に作れるのかという試設計を実施するという点があると思われる。そういった区分を明確化して、どのような調査をしていくかということを記載できるのではないかと。ご検討いただきたい。
- 概要調査地区の色分けは難しいという説明だったが、データがあるエリアと、データがなく概要調査地区として残されているエリアに分けることができるのではないかと。「難しくてできない」からもう一步踏み込むことができるのではと思う。
- 明らかに規模が大きい断層の10kmという数字が抽出された根拠として挙げられている文献には、10kmを基準とするべき根拠が書かれていない。根拠についての文献があれば、それを参照する必要があるのではないかと。
- （「概要調査に向けた考え方の新設章」について）要件を満足する、最終処分を行おうとする地層及びその周辺の地層を含む地区を選ぶという考え方はわかるものの、現状選ぼうとする地区が全く決まっていない段階でこのような表現をされると、実際には何をするのかわからない。文献調査の中である程度絞られて、この地区を中心に概要調査をしていくというのが見えると、説得力があると思うので、ご検討いただきたい。
- 断層や火山の考え方としては妥当と思われるが、問題を先送りにしている感は否めないもので、「概要調査に向けた考え方の新設章」でどのように記載し、サイエンスコミュニティや一般の方に考え方を理解していただくかが大きな問題である。非常に大変なところであるが、寿都町や神恵内村のような背弧側の地域では説明せざるをえない問題であるため、頑張りたい。

3. 文献調査報告書（案）への「文献調査段階の評価の考え方」の反映状況に関する技術的・専門的観点からの評価（案）について

（委員からの御意見）

- （これまでの審議で）議論がかなり煮詰まってきた印象を受けており、鉱物資源に関してもよくまとめられている。一方、報告書にはかなり専門知識が入っており、専門外の人にとってわかりづらい文章になるのは避けられないと思うものの、一般の方が見られる要約版については、わかりやすくまとめるようご尽力いただきたい。例えば寿都町に関しては、白炭断層、黒松内低地断層帯の北方延長をどのように扱うかが議論の重要な点になると思われる。
- 規模の大きな断層として考慮する基準の10 kmであるとか、第四紀火山から15 kmの範囲を避けるといった数字の根拠については、問われた際に明確に答えられるようにしておくべき。
- 報告書自体が、避けるべき場所を探すという建付けとなっており、その理由は本日の資料で説明されているものの、本来の適切な場所を探すというスタンスとは逆のスタンスを取っているので、そういった点も要約版にはわかりやすく示すことが重要と思われる。
- 評価のまとめに異論はないが、概要調査に進んだ場合に何を実施していくかについて、坑道の掘削に支障がないことの確認について、気になっている。土木工学的、トンネル工学的に大きなチャレンジになり得るというコメントもあったが、処分施設としての坑道の設計や施工技術などは、現段階でも（技術的な整備が）進んでいるのか。
- （文献調査で得られた結果を）住民の方にご理解していただくことが非常に重要であり、今回のとりまとめの報告書で出てくる内容をそのまま概要版としても、やはり理解していただくには難しいと思われるので、いかに（わかりやすく）表現していくかを考えていただきたい。
- 評価のまとめの内容について異論はないが、「望ましい」という表現については、再検討していただきたい。技術WGのコメントとしては、「修正が望ましい」というより、「修正をぜひ検討していただきたい」という、もう少し強いニュアンスだったと理解している。
- （専門的な評価結果を）社会にどのように示して行くかという点について、NUMOは処分場の設計概念や安全評価など含めた総合的な検討を継続した上で、今回の議論となったデータや知見の取扱いを展開している。国・NUMOは、地層処分場に関する検討の全体の中で、今回の検討がどのような位置付けになるかについても、今後（報告書と）あわせて示していく必要がある。
- 評価のまとめとしてよくまとまっていると思うが、特定放射性廃棄物小委員会には、（ワーキングでの評価に対して）国・NUMOがどのように対応していくかということも含めて報告するのか、確認したい。
- NUMOの修正内容や、「概要調査に向けた考え方の新設章」の内容などは、技術WGで議論するのかしないのか、今後の予定として教えていただきたい。
- 表紙の文献調査報告書（案）が公開された日付の年数に誤りがある。
- 評価のまとめにおいて、文献調査報告書（案）への「文献調査段階の評価の考え方」の反映状況に対する評価が抜けており、「文献調査段階の評価の考え方に沿って作られていると評価した」というような文言が入っていることが必要ではないか。

- （委員からのコメントが網羅的に示されているが）こういった議論を通してまとめに至ったかがフォローしづらい。これまでの議論の内容を通して、まとめに至った経緯がわかるような形に再整理すべきである。

（評価案の確認と今後のとりまとめの進め方について）

- 最終的なとりまとめ部分は、委員からも了承が得られ、議論として収束していると思われる。修正が必要な部分はあるものの、改めて会合を開いて審議するものでもないと思われる。特定放射性廃棄物小委員会に報告する評価案の確認と今後のとりまとめの進め方については、委員長一任とする。

お問合せ先

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 放射性廃棄物対策課

電話 : 03-3501-1992

F A X : 03-3501-1840